

令和3年度 議案第2号

## 大館都市計画道路の変更について

令和4年3月24日審議

秋田県都市計画審議会会長

大館都市計画道路の変更（秋田県決定）

1. 都市計画道路 3・4・101 号立花桂城線、3・4・106 号東大橋橋桁線、3・4・107 号大館駅線、3・4・108 号大館線、3・4・109 号片山有浦線、3・4・110 号猫鼻長森線、3・4・201 号比内中央線、3・6・105 号本郷橋桁線、3・6・204 号荒又線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・101	立花桂城線	大館市餅田字向田	大館市字桂城	大館市字大館	約 4,590m	地表式	2車線	16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸釈迦内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
	車線数の内訳			2車線		約 2,600m					
				4車線		約 1,990m					
	3・4・106	東大橋橋桁線	大館市字向町	大館市橋桁字橋桁	大館市字長木川南	約 7,400m	地表式	2車線	16.0m	JR奥羽本線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸釈迦内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・107	大館駅線	大館市御成町一丁目	大館市御成町一丁目	大館市御成町一丁目	約 290m	地表式	2車線	18.0m	幹線街路と平面交差2箇所	駅前広場の廃止
	3・4・108	大館線	大館市花岡町字猫鼻	大館市釈迦内字稲荷山下	大館市花岡町字大森山下	約 2,720m	地表式	2車線	16.0m	自動車専用道路根下戸釈迦内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・109	片山有浦線	大館市片山町三丁目	大館市字観音堂	大館市御成町二丁目	約 4,180m	地表式	2車線	16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
	3・4・110	猫鼻根井下線	大館市花岡町字猫鼻	大館市花岡町字根井下	大館市花岡町字前田	約 1,420m	地表式	2車線	20.0m	幹線街路と平面交差3箇所	路線名の変更
3・4・201	比内中央線	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字山崎	比内町扇田字伊勢堂岱	約 2,540m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差3箇所	駅前広場の変更	
なお、大館市比内町扇田上中島地内に約 1,020 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。											

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・6・105	本郷根井下線	大館市花岡町字前田	大館市花岡町根井下	大館市花岡町字鳥内	約 580m	地表式	2車線	11.0m	幹線街路と平面交差1箇所	路線名の変更
	3・6・204	荒又線	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	約 500m	地表式	2車線	9.0m	幹線街路と平面交差1箇所	

2. 都市計画道路 3・6・101 号神山二井山線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・4・101 号立花桂城線については、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線及び 4 車線に決定する。

3・4・106 号東大橋橋桁線については、一部区間を廃止して位置、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・107 大館駅線については、大館駅前広場の設置を廃止するとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・108 号大館線ほか幹線街路 1 路線については、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・110 号猫鼻長森線については、一部区間を廃止して位置、区域及び構造について所要の変更と路線名を猫鼻根井下線に変更するとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・201 号比内中央線については、構造及び扇田駅前広場の区域について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・6・101 号神山二井山線については、廃止とする。

3・6・105 号本郷橋桁線については、一部区間を廃止して位置、区域及び構造について所要の変更と路線名を本郷根井下線に変更するとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・6・204 号荒又線については、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

## 変更理由書

大館市では、平成 31 年 3 月に「大館市都市再興基本計画」を作成し、その中で社会情勢や交通事情の変化を踏まえて、道路の役割・位置づけを見直すこととしている。

この見直し方針に従い、「大館市総合都市交通体系調査」を実施し、現況交通量について調査するとともに、将来交通量推計等に基づく評価結果を踏まえ、地域の特性に合った都市計画道路網に変更するものであり、路線別ごとの主な変更理由は以下のとおりである。

### 3・4・101 号立花桂城線

3・4・101 号立花桂城線は、昭和 44 年決定の市街地を東西に横断する餅田桂城線を昭和 55 年に幅員の変更とともに現名称に変更した路線である。その後、平成 8 年に起終点、延長が変更され、現在は整備済み及び概成済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、当該路線と平面交差する 3・4・104 号城西小柄沢線（大館市決定）を廃止することから、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

併せて、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線及び 4 車線に決定する。

### 3・4・106 号東大橋橋桁線

3・4・106 号東大橋橋桁線は、昭和 25 年決定の市街地を南北に縦走する東大橋線を昭和 44 年に現名称に変更した路線である。その後、平成 8 年に一部区域（交差点）を変更し、現在、起点から 3・5・101 号新町線までの未整備区間以外は整備済み及び概成済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、未整備区間を廃止した場合、当該路線及び周辺路線における将来交通への影響は小さく、整備の必要性は低いと判定された。

なお、当該路線と平面交差する路線について、3・4・104 号城西小柄沢線（大館市決定）を全部廃止、3・4・103 号豊町東台線（大館市決定）及び 3・6・105 号本郷橋桁線（秋田県決定）を一部廃止する。

以上の理由から、3・4・106 号東大橋橋桁線の一部を廃止し、起点と延長及び地表式の区間における幹線道路との平面交差箇所数を変更する。

併せて、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に決定する。

### 3・4・107 号大館駅線

3・4・107 号大館駅線は、昭和 25 年に大館駅から 3・4・105 大館中央線に接続し、大館駅前広場を設置する路線として当初決定した。現在、整備済みであるが大館駅前広場の計画区域内で 3・3・101 号大館駅東大館線と市道大館駅前線が接続していることで、公共交通及び一般利用者の動線が輻輳しており、通過交通の流入も混在している状況である。

そのため、大館駅舎改築に併せ行われる駅前広場の再整備にあたり、その計画を見直すとともに、現況の管理区分との整合を図るため、駅前広場を 3・3・101 号大館駅東大館線（大館市決定）の計画区域とし、当該路線における駅前広場を廃止する。

併せて、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に設定する。

### 3・4・108 号大館線

3・4・108 号大館線は、市街地と当市花岡町を結ぶ路線として、昭和 28 年に当初決定した。その後、昭和 44 年に延長と幅員を変更し、現在は全区間が概成済みである。

当該路線について、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に決定する。

### 3・4・109 号片山有浦線

3・4・109 号片山有浦線は、市街地を東西に横断する路線として、昭和 25 年に当初決定した。その後、平成 8 年に起点及び延長を変更し、現在整備済み及び概成済みである。

当該路線について、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に決定する。

### 3・4・110 号猫鼻根井下線（変更前 猫鼻長森線）

3・4・110 号猫鼻長森線は、当市花岡町を南北に縦走する路線として、昭和 28 年に当初決定した。現在 3・6・105 号本郷橋桁線との交差点から終点までの未整備区間以外は概成済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、未整備区間を廃止した場合、代替となる既存市道により将来交通への影響は小さく、整備の必要性は低いと判定された。

なお、当該路線と平面交差する路線について、3・6・101 号神山二井山線（秋田県決定）及び 3・6・103 号堤沢神山線（大館市決定）を全部廃止、3・6・102 号アセ石線（大館市決定）を一部廃止する。

以上の理由から、3・4・110 号猫鼻長森線の一部を廃止し、終点、主な経由地、延長及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

併せて、路線名を終点の位置の地名を踏まえ「猫鼻根井下線」に変更し、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に決定する。

### 3・4・201 号比内中央線

3・4・201 号比内中央線は、当市比内町を東西に横断する路線として、昭和 32 年に当初決定した。その後、平成 2 年に延長を変更し、現在全区間が概成済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、当該路線と平面交差する路線について、3・5・201 号大葛線（大館市決定）及び 3・6・201 号学校通線（大館市決定）を全部廃止、3・6・205 号北通線（大館市決定）を一部廃止する。

以上の理由から、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数及び駅前広場の区域を変更し、併せて、都市計画法施行令第 6 条に基づき、車線数を 2 車線に決定する。

### 3・6・101 号神山二井山線

3・6・101 号神山二井山線は、当市花岡町を南北に縦走する路線として、昭和 28 年に当初決定し、現在、起点から主要地方道白沢田代線との接続部までの未整備区間以外は整備済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、未整備区間を廃止した場合、代替となる既存市道により将来交通への影響が小さく、整備の必要性が低いと判定された。

また、整備済区間については、未整備区間の廃止により都市計画道路網を形成しないこととなる。

以上の理由から、3・6・101号神山二井山線を全部廃止する。

### 3・6・105号本郷根井下線（変更前 本郷橋桁線）

3・6・105号本郷橋桁線は、昭和28年決定の当市花岡町を東西に横断し国道7号に接続する本郷大森線を、平成8年に名称変更した路線である。現在花岡町根井下から終点までの未整備区間以外は整備済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、未整備区間を廃止した場合、代替となる既存の主要地方道白沢田代線や市道により将来交通への影響が小さく、整備の必要性が低いと判定された。

なお、当該路線と平面交差する路線について、3・6・101号神山二井山線（秋田県決定）及び3・6・104号前田本郷線（大館市決定）を全部廃止する。

以上の理由から、3・6・105号本郷橋桁線の一部を廃止し、終点、延長及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

併せて、路線名を終点の位置の地名を踏まえ「本郷根井下線」に変更し、都市計画法施行令第6条に基づき、車線数を2車線に決定する。

### 3・6・204号荒又線

3・6・204号荒又線は、当市比内町の市街地を東西に横断する路線として、昭和32年に当初決定、現在は全区間が概成済みである。

「大館市総合都市交通体系調査」の結果、当該路線と平面交差する路線として、3・6・203号西通線（大館市決定）を全部廃止、3・6・205号北通線（大館市決定）を一部廃止する。

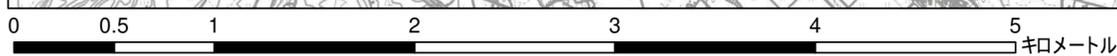
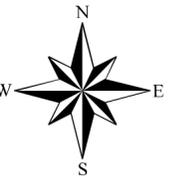
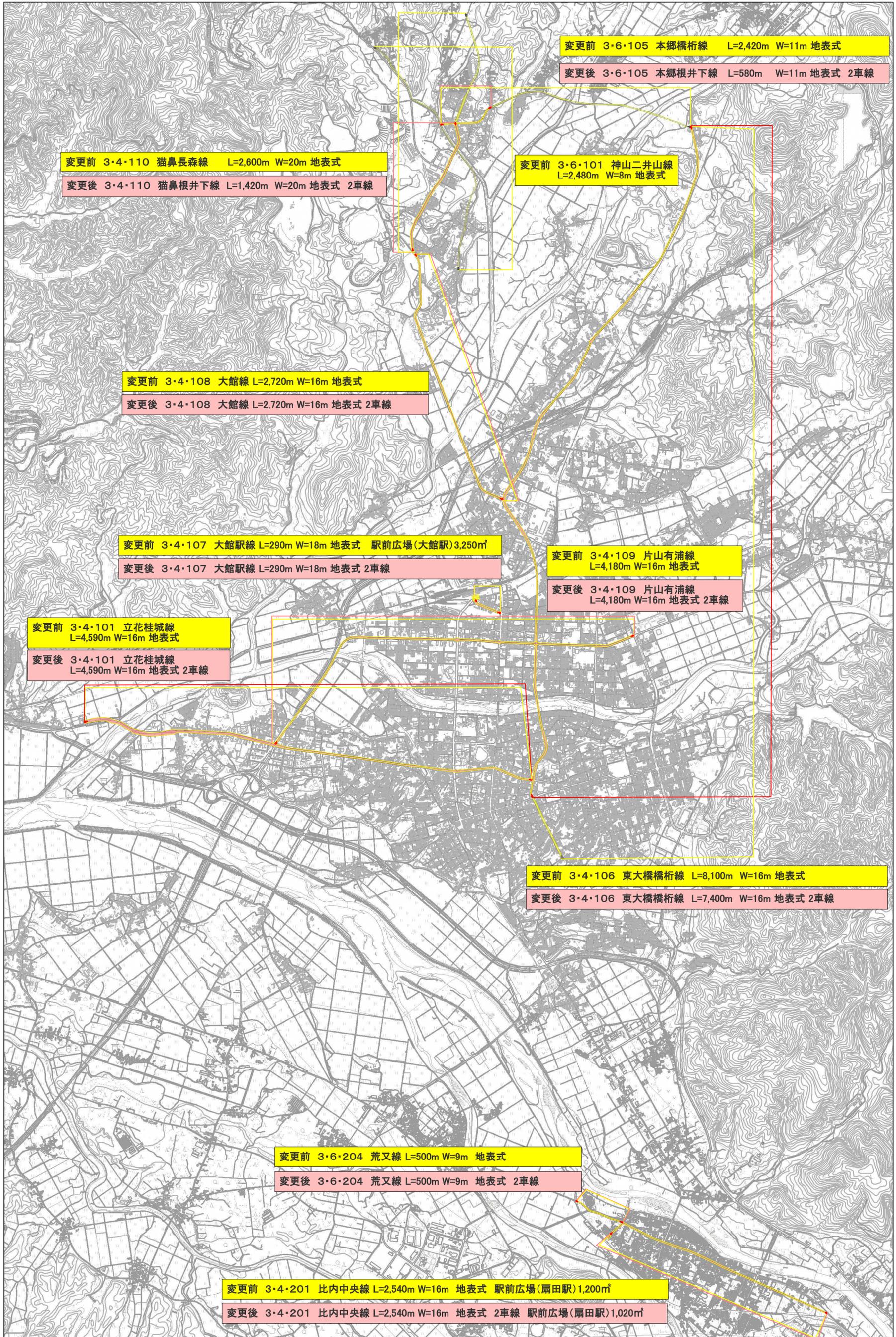
以上の理由から、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更し、併せて、都市計画法施行令第6条に基づき、車線数を2車線に決定する。

大館都市計画道路の変更（秋田県決定） 新旧対照表（1 / 2）

種 別	【変更前】									【変更後】									備考		
	名 称		位 置			区 域	構 造				名 称		位 置			区 域	構 造				
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の 数		幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
	3・4・101	立花桂城線	大館市 餅田字 向田	大館市 字桂城	大館市 字大館	約 4,590m	地表式		16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	3・4・101	立花桂城線	大館市 餅田字 向田	大館市 字桂城	大館市 字大館	約 4,590m	地表式	2車線	16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
										車線数の内訳		約 2,600m			2車線						
												約 1,990m			4車線						
	3・4・106	東大橋橋桁線	大館市 字池内 道下	大館市 橋桁字 橋桁	大館市 字長木 川南	約 8,100m	地表式		16.0m	JR奥羽本線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	3・4・106	東大橋橋桁線	大館市 字向町	大館市 橋桁字 橋桁	大館市 字長木 川南	約 7,400m	地表式	2車線	16.0m	JR奥羽本線と立体交差1箇所 自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・107	大館駅線	大館市 御成町 一丁目	大館市 御成町 一丁目	大館市 御成町 一丁目	約 290m	地表式		18.0m	幹線街路と平面交差2箇所	3・4・107	大館駅線	大館市 御成町 一丁目	大館市 御成町 一丁目	大館市 御成町 一丁目	約 290m	地表式	2車線	18.0m	幹線街路と平面交差2箇所	
	なお、大館市御成町一丁目地内に約 3,250㎡の駅前広場を設ける。																				
	3・4・108	大館線	大館市 花岡町 字猫鼻	大館市 積迎内 字稻荷 山下	大館市 花岡町 字大森 山下	約 2,720m	地表式		16.0m	自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	3・4・108	大館線	大館市 花岡町 字猫鼻	大館市 積迎内 字稻荷 山下	大館市 花岡町 字大森 山下	約 2,720m	地表式	2車線	16.0m	自動車専用道路根下戸 積迎内線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・109	片山有浦線	大館市 片山町 三丁目	大館市 字観音 堂	大館市 御成町 二丁目	約 4,180m	地表式		16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	3・4・109	片山有浦線	大館市 片山町 三丁目	大館市 字観音 堂	大館市 御成町 二丁目	約 4,180m	地表式	2車線	16.0m	JR花輪線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
	3・4・110	猫鼻長森線	大館市 花岡町 字猫鼻	大館市 花岡町 字根井 下	大館市 花岡町 字前田	約 2,600m	地表式		20.0m	幹線街路と平面交差7箇所	3・4・110	猫鼻根井下線	大館市 花岡町 字猫鼻	大館市 花岡町 字根井 下	大館市 花岡町 字前田	約 1,420m	地表式	2車線	20.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・201	比内中央線	比内町 扇田字 中島本 道端	比内町 扇田字 山崎	比内町 扇田字 伊勢堂 岱	約 2,540m	地表式		16.0m	幹線街路と平面交差6箇所	3・4・201	比内中央線	比内町 扇田字 中島本 道端	比内町 扇田字 山崎	比内町 扇田字 伊勢堂 岱	約 2,540m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
	なお、大館市比内町扇田上中島地内に約 1,200㎡の駅前広場を設ける。									なお、大館市比内町扇田上中島地内に約 1,020㎡の駅前広場を設ける。											

大館都市計画道路の変更（秋田県決定） 新旧対照表（2 / 2）

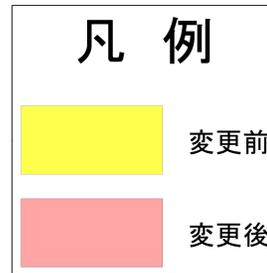
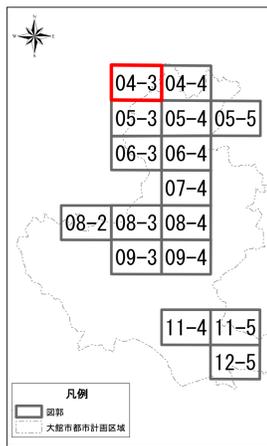
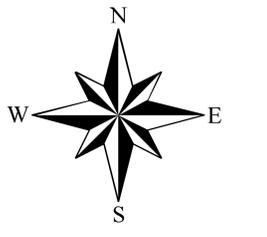
種別	【変更前】										【変更後】										備考		
	名称		位置			区域	構造					名称		位置			区域	構造					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造			
	3・6・101	神山二井山線	大館市花岡町字アセ石	大館市花岡町字二井山	大館市花岡町字神山	約 2,480m	地表式		8.0m	幹線街路と平面交差6箇所											廃止		
	3・6・105	本郷橋桁線	大館市花岡町字前田	大館市橋桁字橋桁	大館市花岡町字大森野	約 2,420m	地表式		11.0m	幹線街路と平面交差5箇所	3・6・105	本郷根井下線	大館市花岡町字前田	大館市花岡町根井下	大館市花岡町字鳥内	約 580m	地表式	2車線	11.0m	幹線街路と平面交差1箇所			
	3・6・204	荒又線	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	約 500m	地表式		9.0m	幹線街路と平面交差3箇所	3・6・204	荒又線	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	比内町扇田字中島本道端	約 500m	地表式	2車線	9.0m	幹線街路と平面交差1箇所			



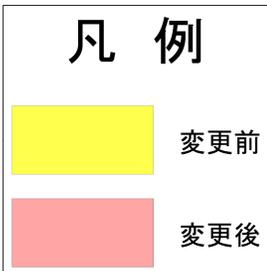
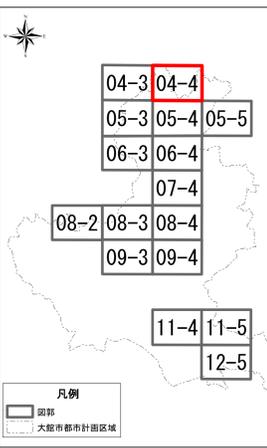
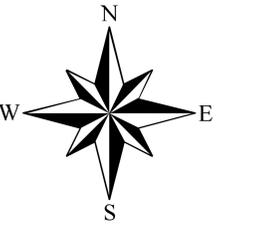
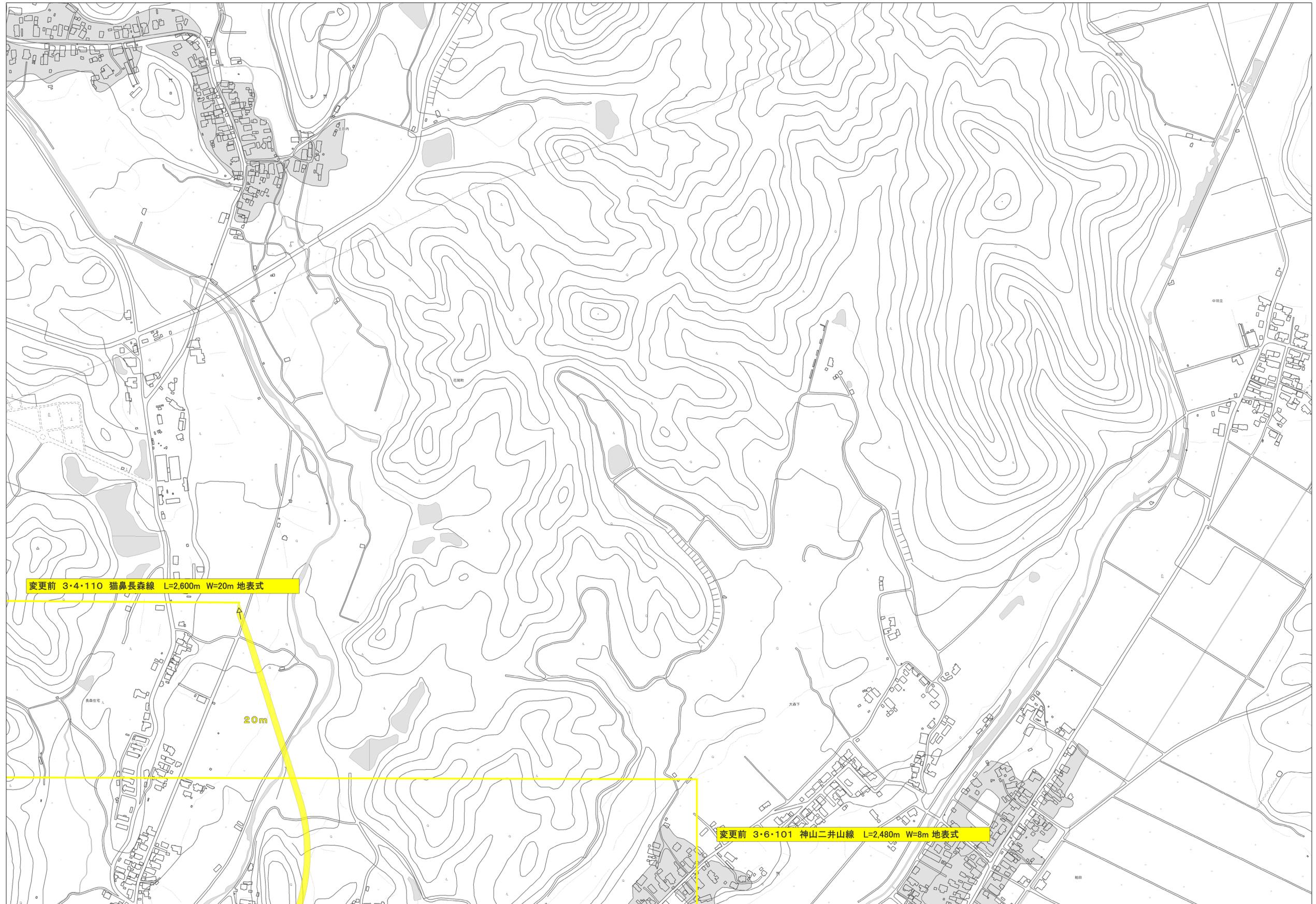
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

**凡例**

<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	変更前
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	変更後

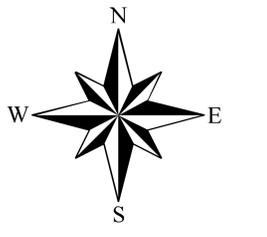


この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



0 100 200 400 600 800 1,000  
メートル

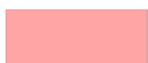
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



04-3	04-4
05-3	05-4 05-5
06-3	06-4
	07-4
08-2	08-3 08-4
09-3	09-4
11-4	11-5
	12-5

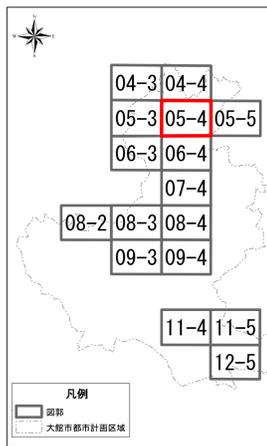
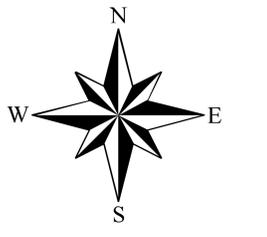
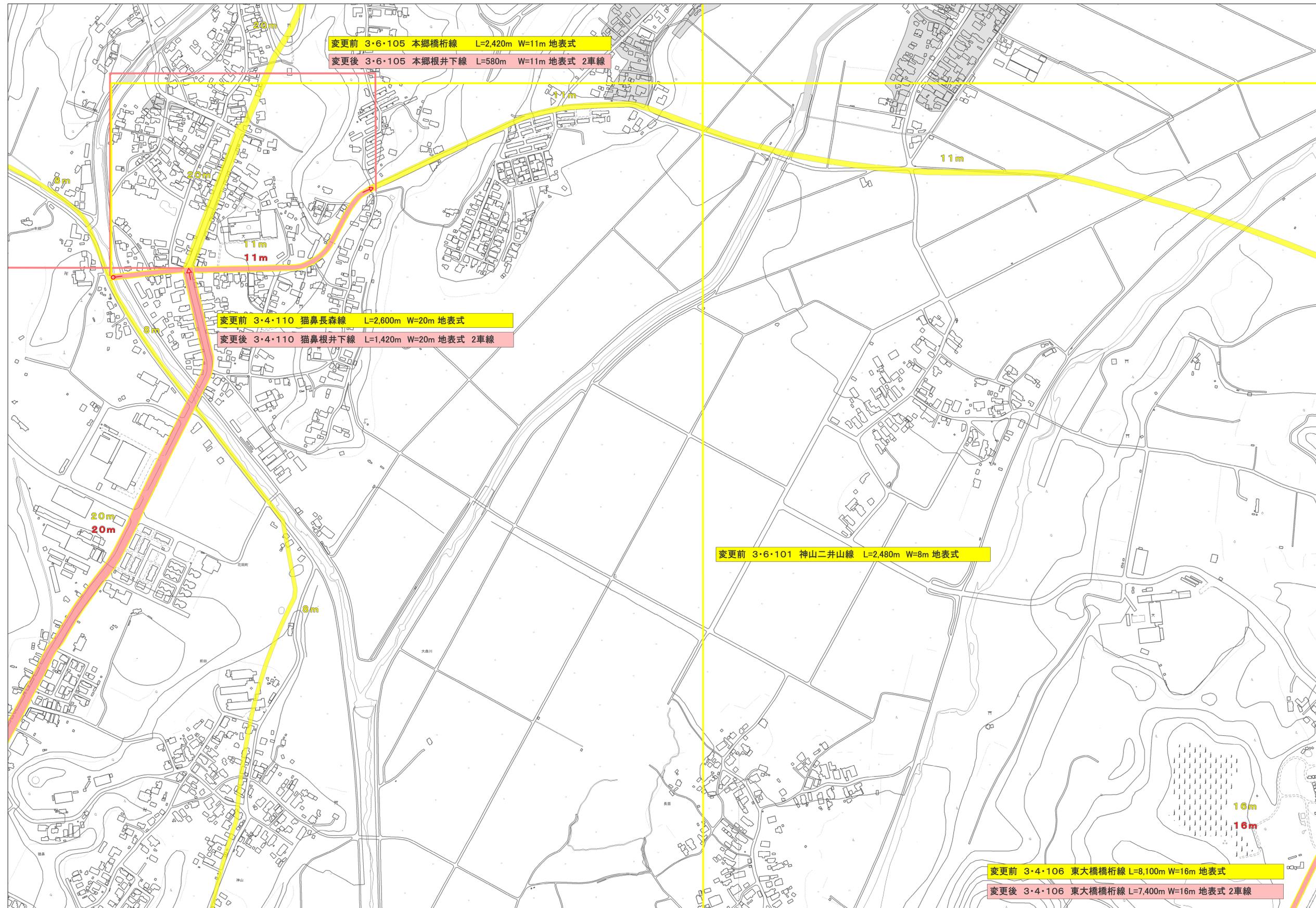
凡例  
 町界  
 大館市都市計画区域

**凡例**

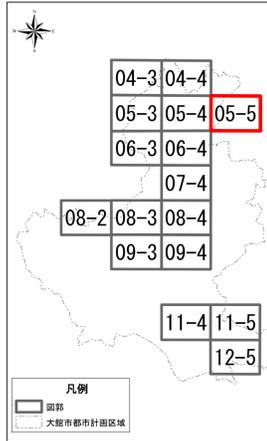
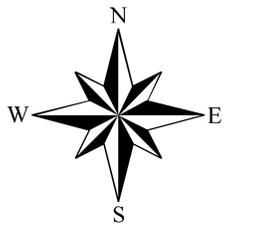
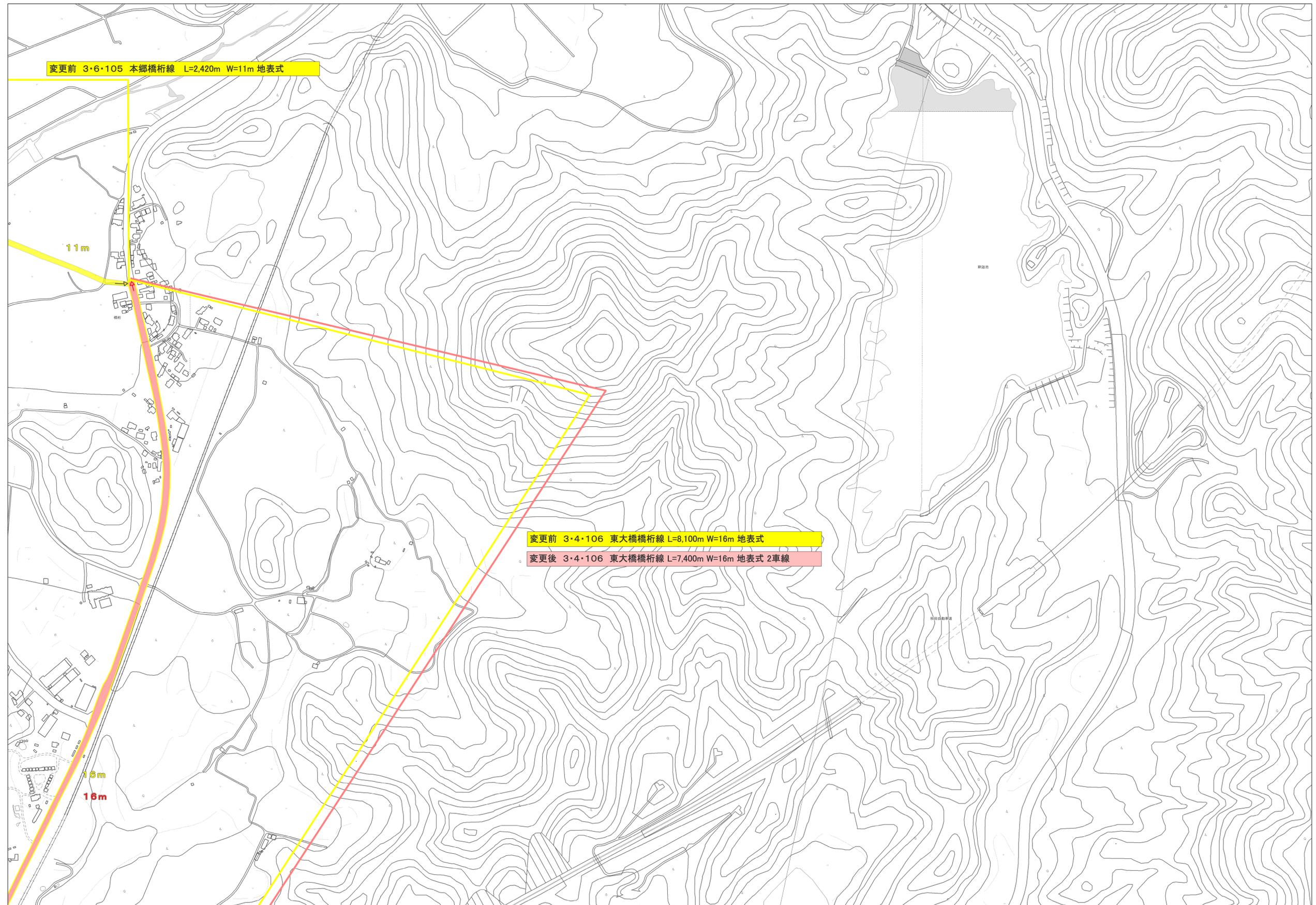
	変更前
	変更後

0 100 200 400 600 800 1,000  
メートル

この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

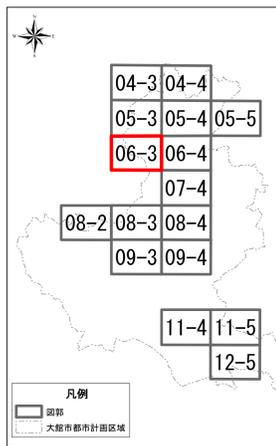
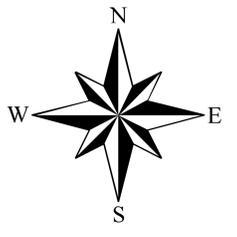
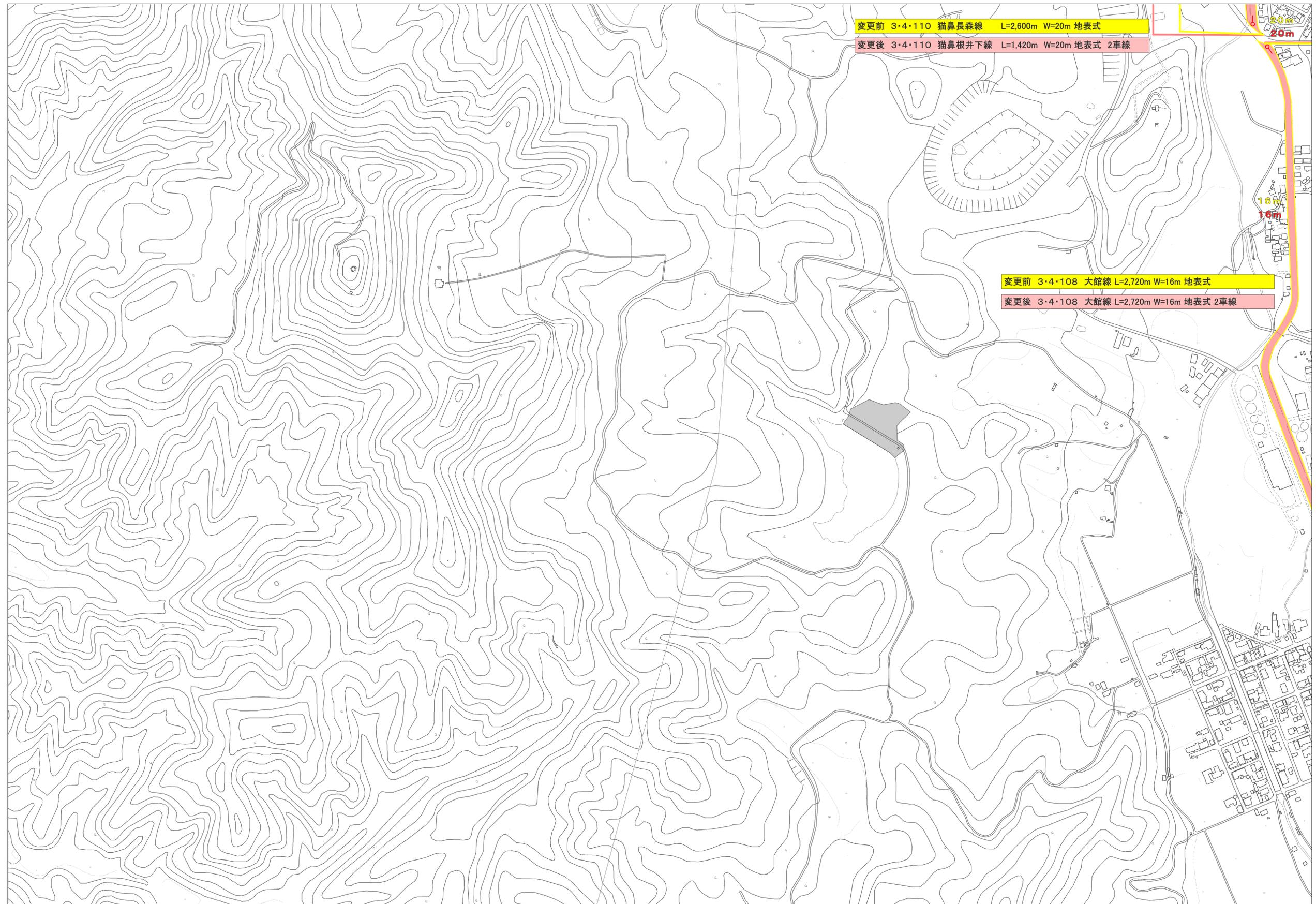


この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

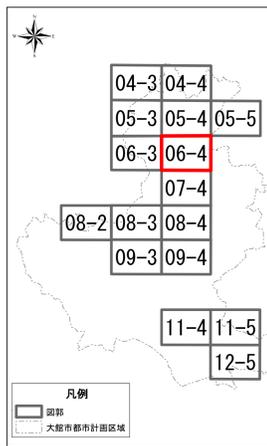
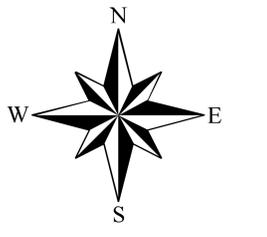
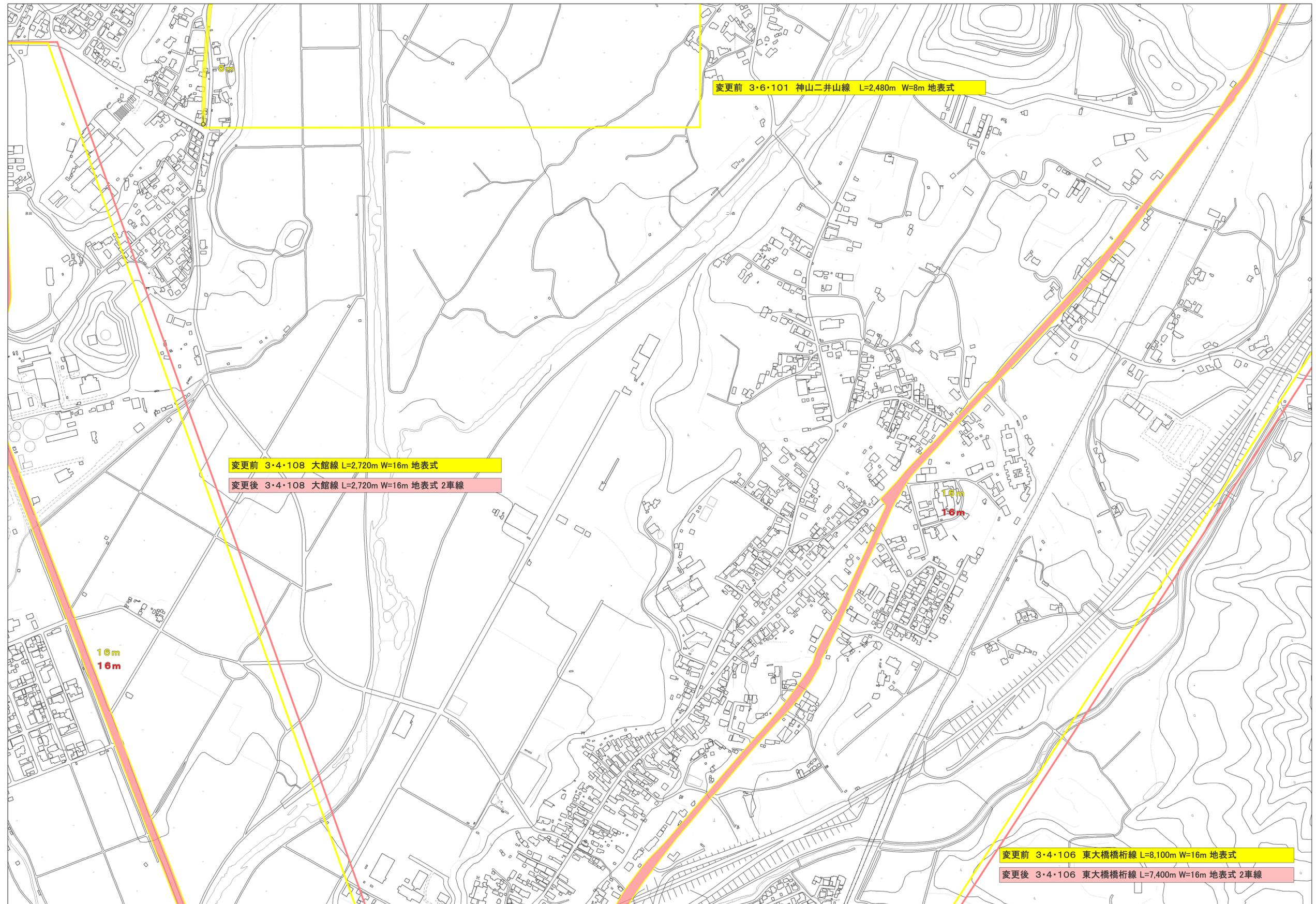


凡例	
	変更前
	変更後

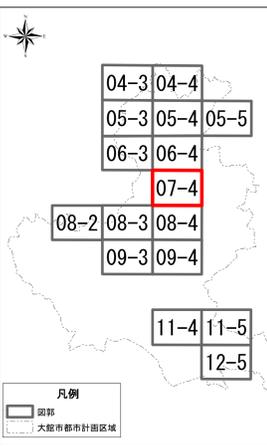
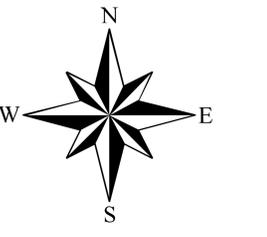
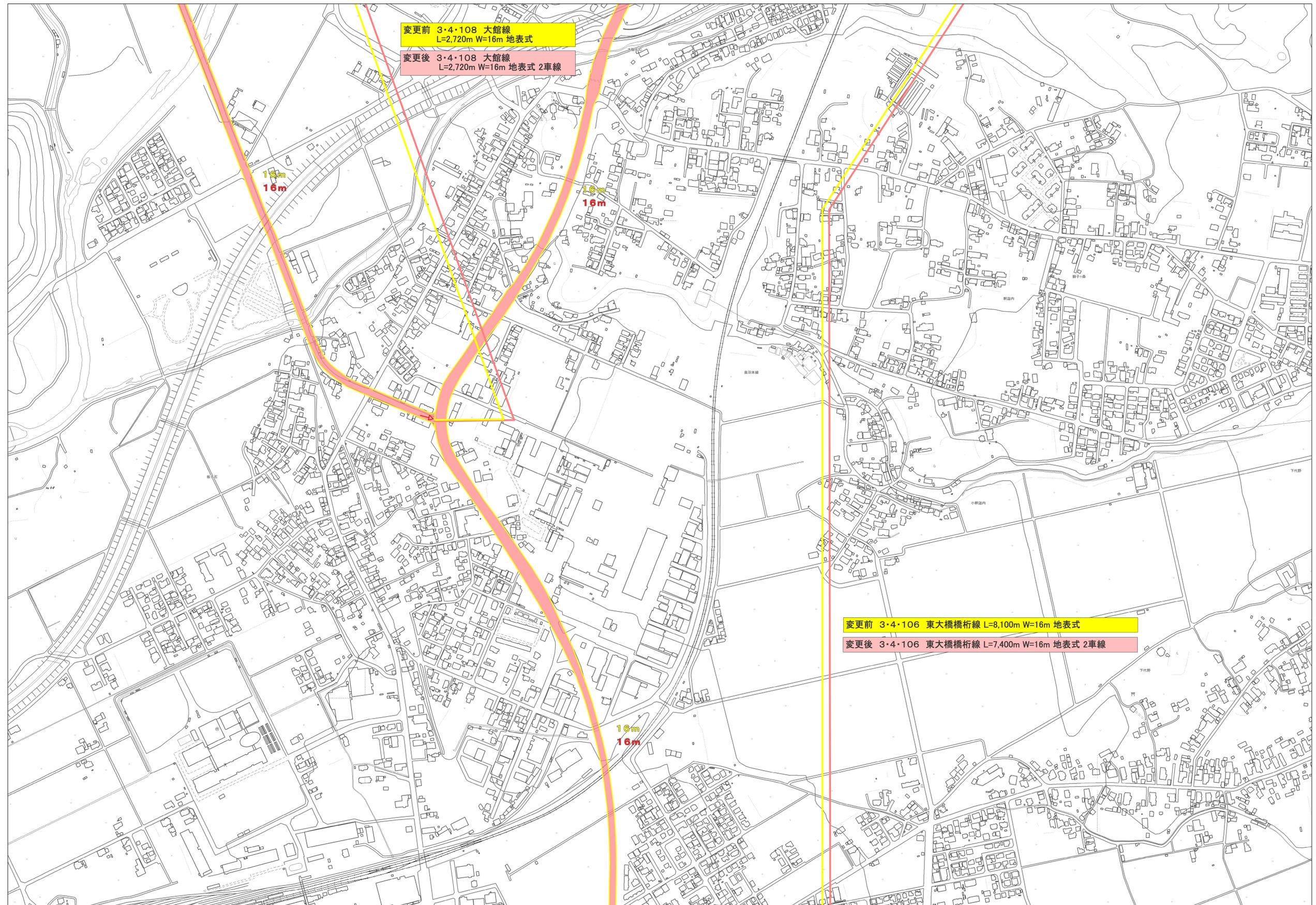
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

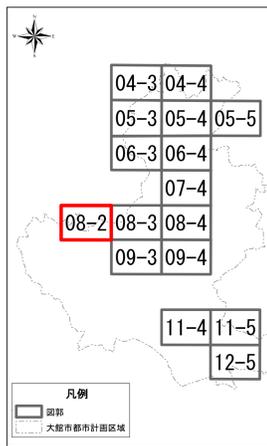
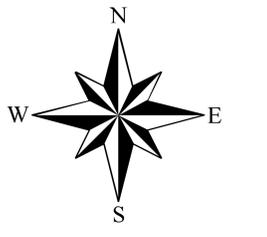
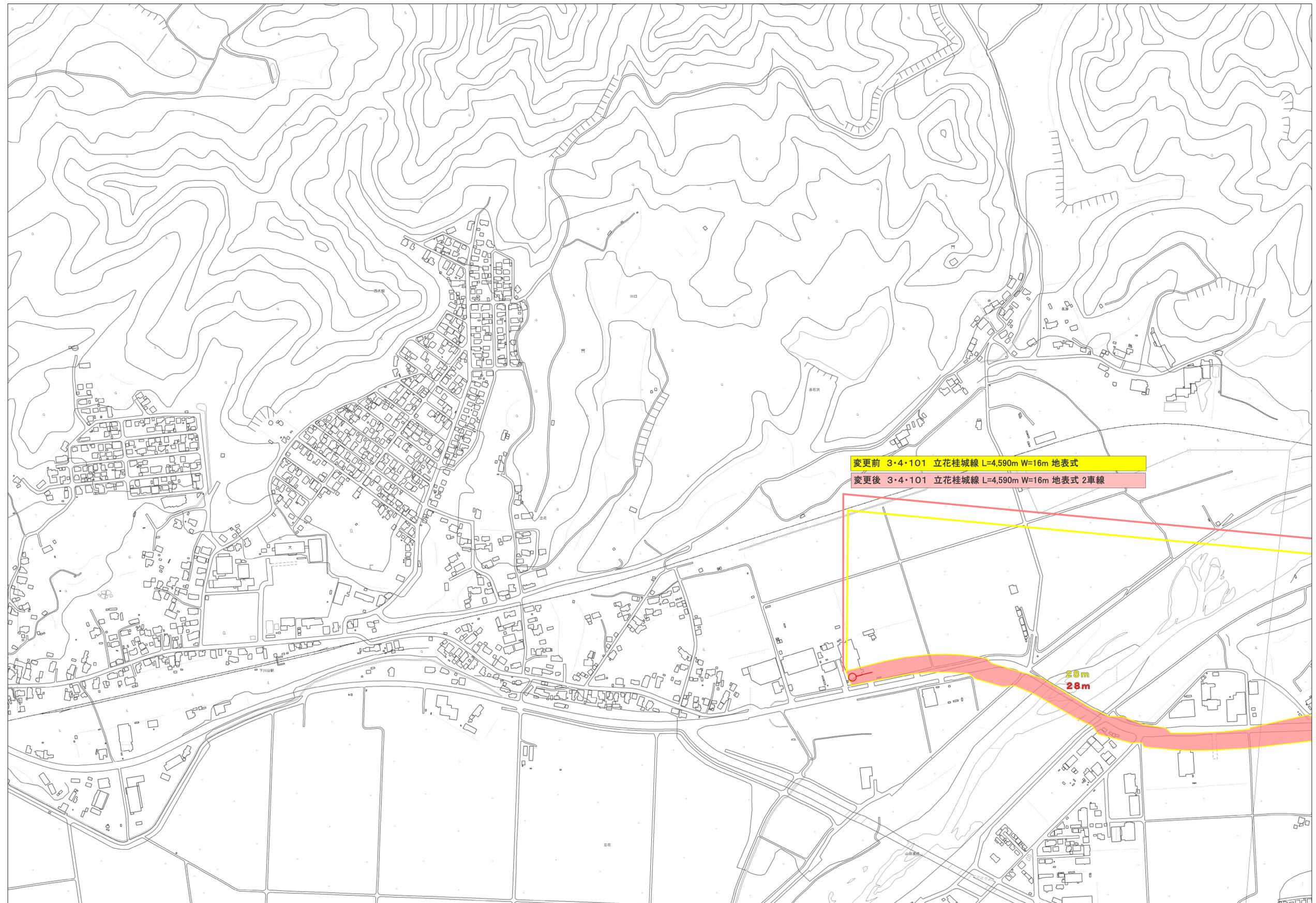


この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

**凡例**

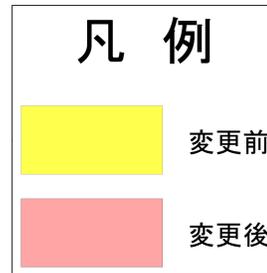
変更前

変更後

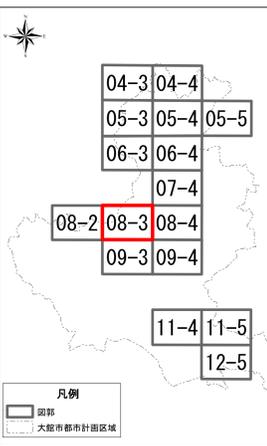
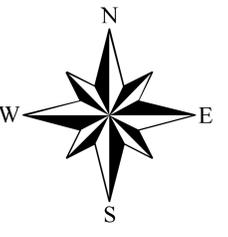
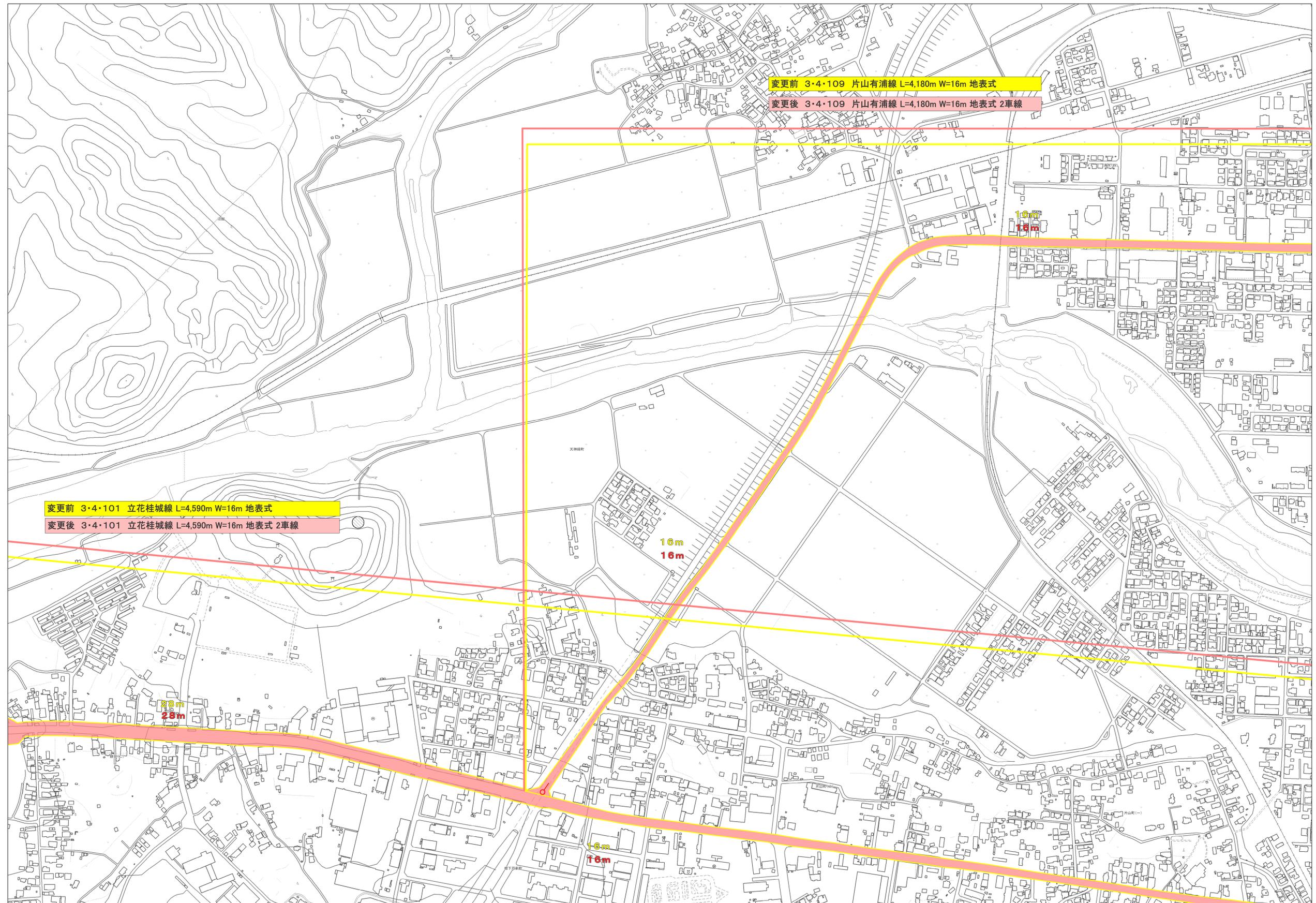


変更前 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式  
 変更後 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式 2車線

28m  
28m



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



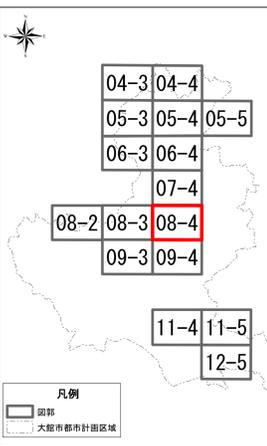
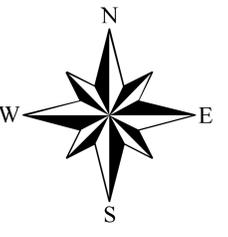
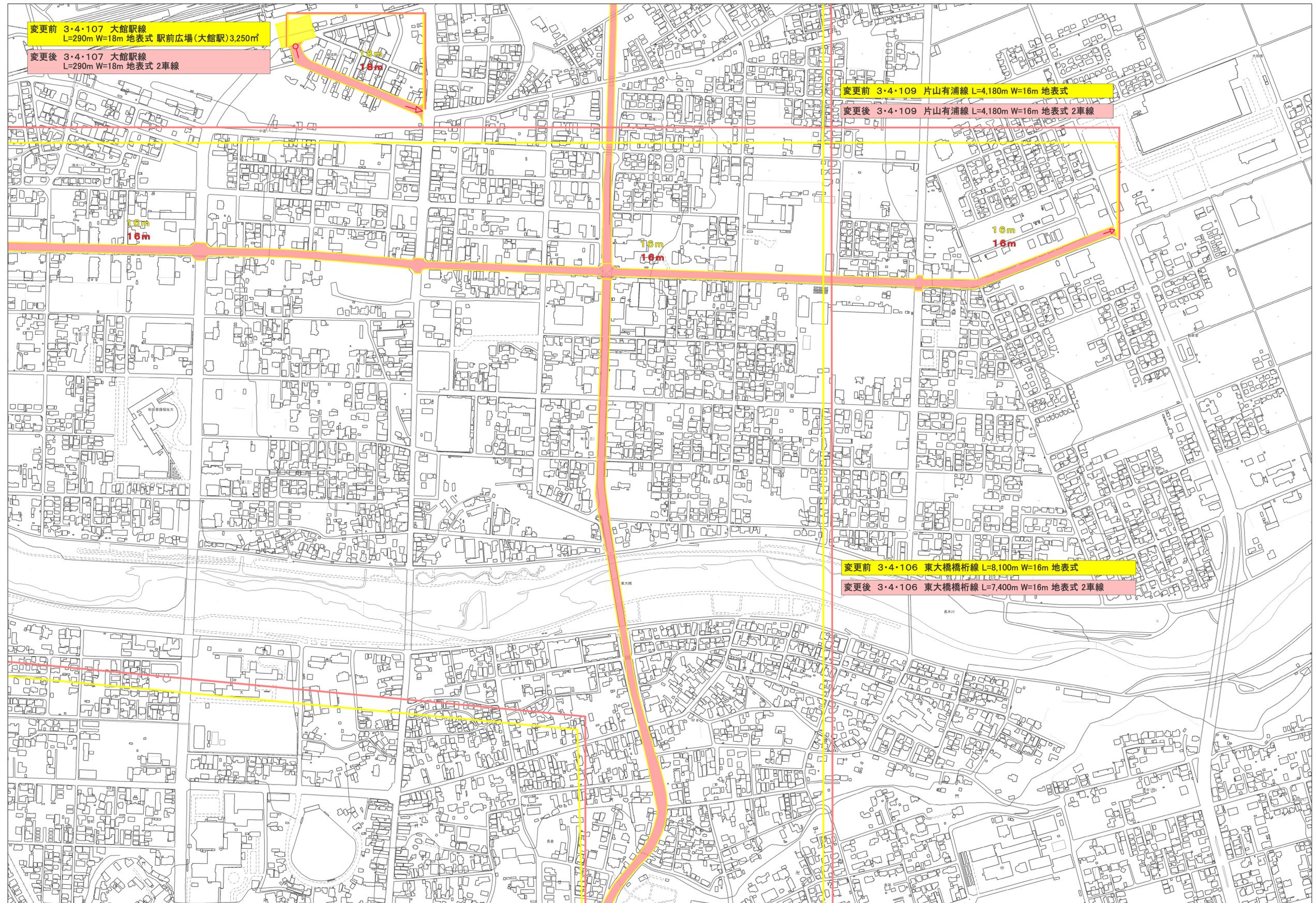
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院長の承諾が必要です。

# 大館都市計画道路の変更（秋田県決定）

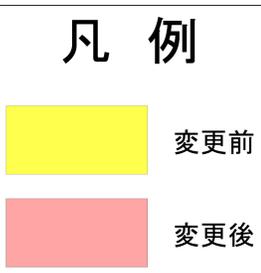
## 計画図

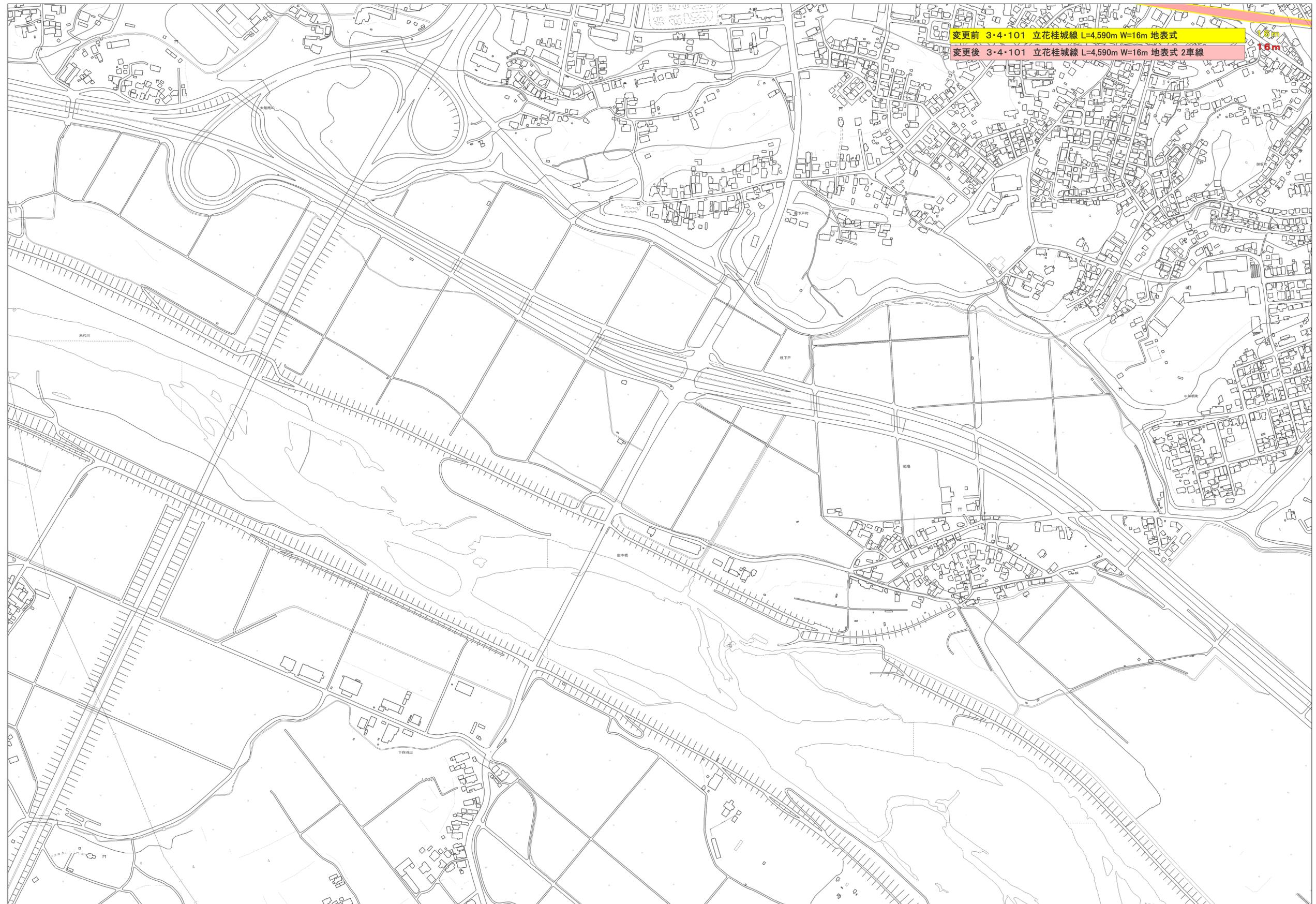
08-4

1/2,500

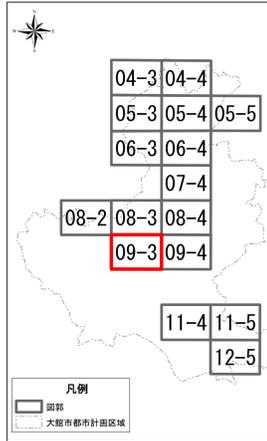
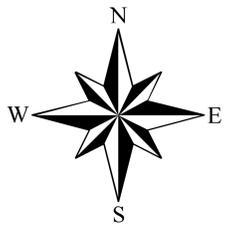


この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。





変更前 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式  
 変更後 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式 2車線



凡例  
 〇 図部  
 〇 大館市都市計画区域

**凡例**  
 変更前  
 変更後



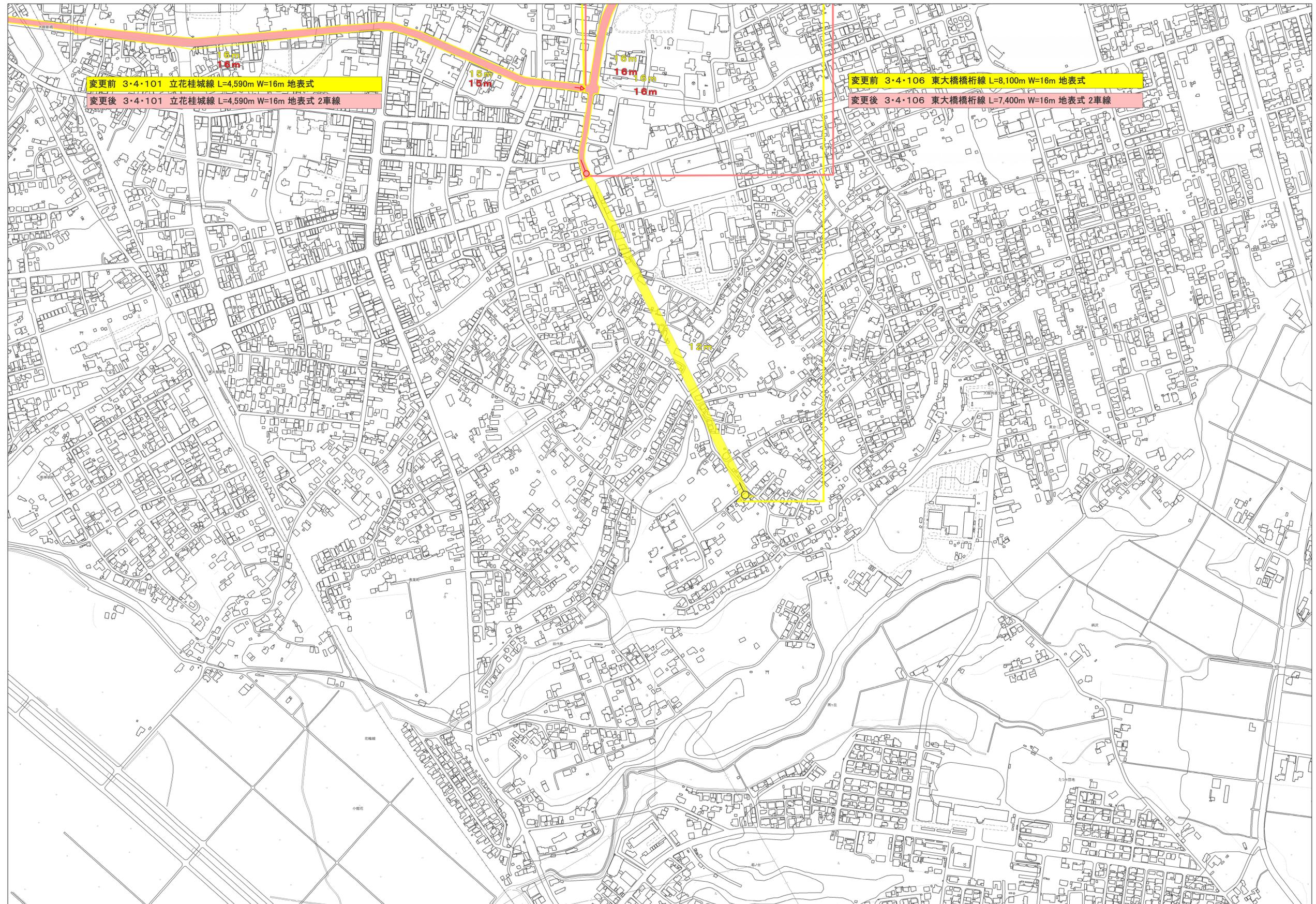
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

# 大館都市計画道路の変更（秋田県決定）

# 計画図

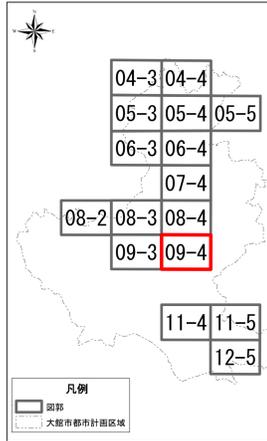
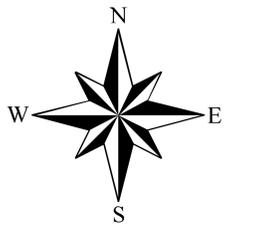
09-4

1/2,500



変更前 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式  
 変更後 3・4・101 立花桂城線 L=4,590m W=16m 地表式 2車線

変更前 3・4・106 東大橋橋桁線 L=8,100m W=16m 地表式  
 変更後 3・4・106 東大橋橋桁線 L=7,400m W=16m 地表式 2車線

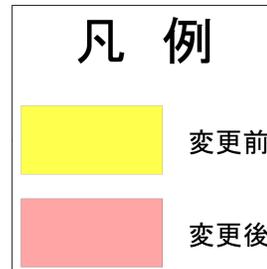
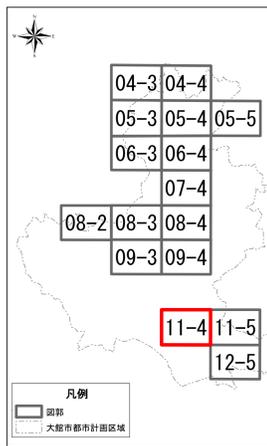
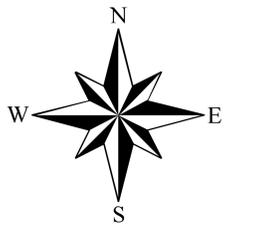


凡例  
 □ 図部  
 □ 大館都市計画区域

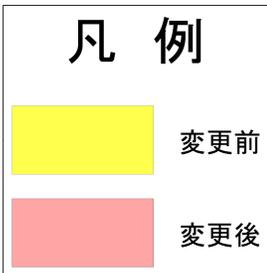
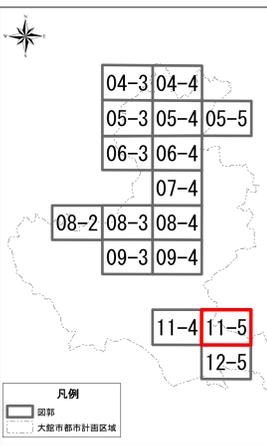
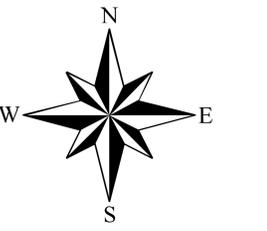
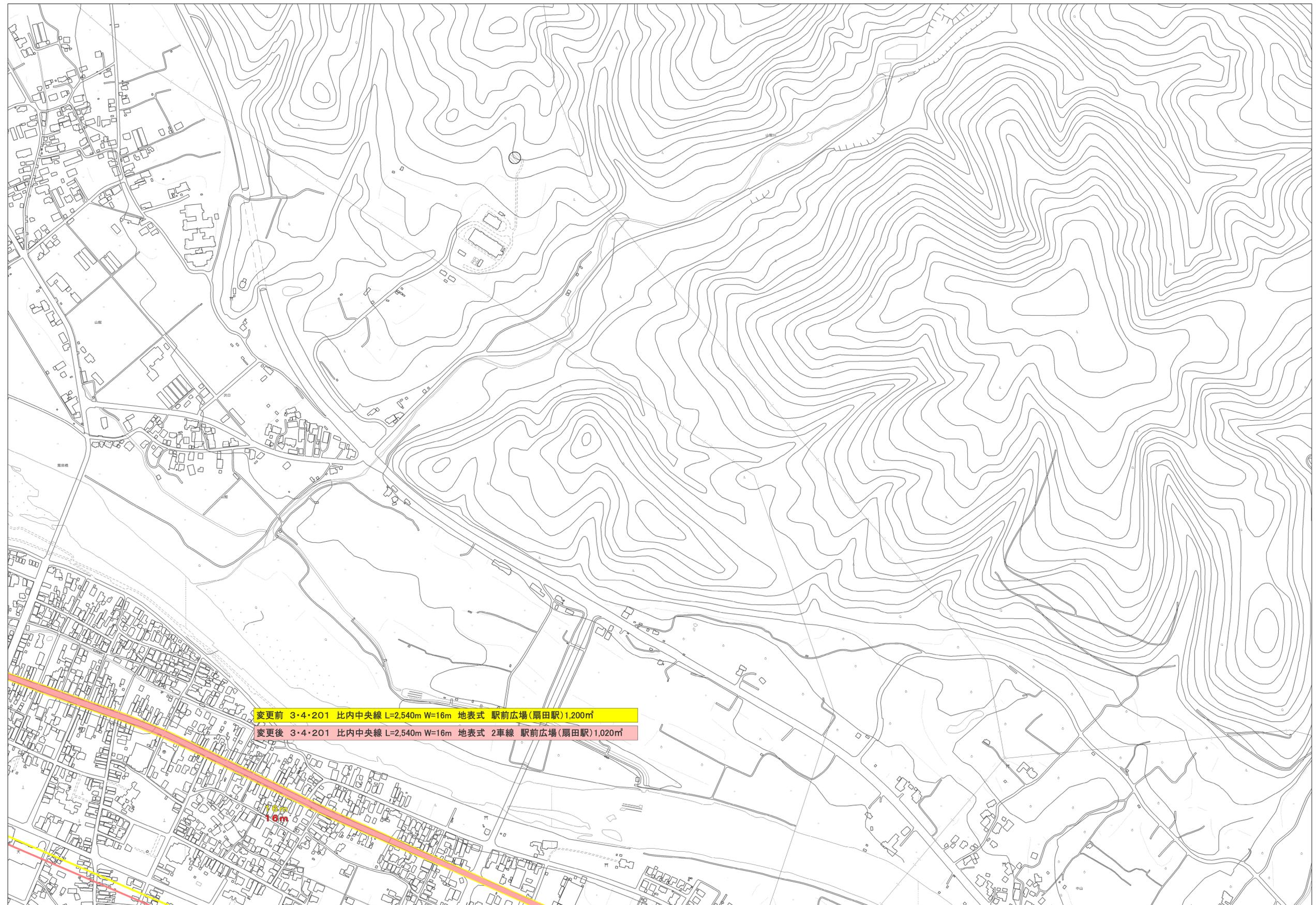
凡例  
 ■ 変更前  
 ■ 変更後



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）を複製したものです。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 177」  
 この地図をさらに第三者が複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

